

宝塚市議会 議会報告会

令和8年第2回（6月）定例会

産業建設常任委員会報告

報告者：産業建設常任委員会委員 中山 ゆうすけ

議案第48号

令和8年度宝塚市水道事業会計補正予算（第1号）

■ 議案の概要

令和8年3月（前年度）に、水道施設管理業務の委託契約を複数年度で締結していた。

その後「公共工事設計労務単価の改正」の通知があり、請負業者からも特例措置による契約変更の申請があった。

それに伴い、水道施設管理業務委託に係る債務負担行為額について、691万5千円の増額補正をしようとするもの。

■ 主な質疑

問 水道施設管理業務は技能労務職の職員が主に所管している内容だと思うが、業務委託以後技能労務職の職員の業務は維持されていくのか。

答 今回の業務自体は20年ほど前から委託している。この業務委託については従来から工務課の技術職員と技能労務職の職員がともに監督業務を行っている。

■ 主な質疑

問 土木に関する労務単価の上昇が4.5%の場合、債務負担行為の金額9,000万円に対し、計算上は400万円程度の増額になる。690万円に増額することの根拠は。

答 兵庫県からの通知に示されている代表的な工事の労務単価4.5%の他にも、受変電設備を兼ねている施設の点検が多いことから、建築保全業務の労務単価も適用している。建築保全業務も含めた委託業務全般の労務単価の変更として取り扱ったため違いが出た。

■ 主な質疑

問 業務内容の中で、配水池・加圧所の巡回点検業務は2週間に1回で、水質計器などの点検業務は1週間に1回となっている。回数の差の理由は。

答 業務の核はポンプの切替業務である。ポンプは24時間止められないため、予備のポンプが設置されており、週に1回以上切り替えていく必要がある。これに対し、配水池・加圧所の点検は24時間のセキュリティも入っている他、2週間に1回の点検で対応可能であるため、点検回数に差が生じている。

■ 審査結果

可決（全員一致）

議案第56号

宝塚市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について

■ 議案の概要

宝塚山手台地区における地区計画の変更に伴い、建築基準法の規定に基づき地区計画区域内における建築物の制限として定めた事項を変更するため、条例の一部を改正しようとするもの。

■ 主な質疑

問 今回の条例改正の後、既存住宅の建て替えや増改築を行う際に、住民に不利益が生じることはあるのか。

答 今回の改正内容は、山手台地区の道路境界線からの建築物の外壁後退の距離について、一部を除き1メートルから1.8メートルに強化しているが、現在道路境界線ではない部分が今後道路境界線になった場合については1メートルにしようとするものである。これは住民が建替え等のときに不利益を被らないための措置である。

■ 主な質疑

問 中山五月台も山を開発してきた地域であり、現在人口減少が進んできている。山手台でも同様の開発をしていることから、将来人口減少の問題が起きる可能性もある。このような問題が起こることも踏まえた計画になっているのか。

答 山手台地域について今後どうなっていくのか予測することは難しい。中山五月台の現状については、市もまちの維持発展に資するよう様々な施策を進めているところである。山手台についてもこのような状況を踏まえ、これから注視していかなければならないと認識している。

■ 審査結果

可決（全員一致）

ご清聴ありがとうございました。

詳細資料は

宝塚市議会 委員会資料



で検索